

下水道事業受益者負担金の申告から納付までの流れ

① 2月中旬 『受益者申告書』等の発送

⇒内容を確認し、署名・押印のうえ全員が提出してください。



② 4月中旬 『受益者負担金決定通知書』の発送

『受益者負担金決定通知書』…提出していただいた申告書の内容に基づき負担金額を計算し、お知らせする書類

⇒内容を確認し、変更がある方は再申告してください。

※受益者負担金を納付していただけるのは③の納付書が届いてからになります。

決定通知書のみではお支払していただくことはできませんのでご留意願います。

なお、受益者負担金は一度きりの賦課となるため、口座振替はできません。



③ 6月上旬 『納付書』の発送

「期別」「1年一括」「2年一括」「3年一括」の4種類あり、いずれか一つの納付書を選んで納付してください。

※「期別」の場合はその後、8月・11月・2月に納付書をお送りします。



④ 6月末日

第一期納期限

※一括納付の場合も同様に6月末日が納期限となります。